

無解約返戻金型 平準定期保険(無配当)

無解約返戻金型 平準定期保険特約(無配当)

特長

無理のないご負担で大きな保障が得られます。
死亡・高度障害の保障を追求した掛け捨ての保険ですので、一定期間の大きな保障を無理のないご負担で得られます。

解約返戻金はありません。
保険期間をとらして解約返戻金はありませんが、そのぶん保険料が割安となっています。

無解約返戻金型でない平準定期保険もご用意しています。

非喫煙者割引特則を付加することにより、割安な保険料でご加入いただけます。
被保険者の健康状態と1年以内の喫煙状況が当社の定める基準に適用している場合、非喫煙者割引特則を付加することにより、保険料が割安になります。

非喫煙者割引特則を付加した場合、お申込みの受け付けは死亡・高度障害保険金額2,000万円からとなりますが、所定の要件を満たせば、この金額以下の受け付けも可能です。詳細につきましては担当者にご確認ください。

ご契約の自動更新が可能です。
保険期間が満了したときにどのような健康状態であっても、所定の要件を満たせばご契約を自動的に更新できます。
■詳細につきましては裏面をご覧ください。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みは不要です。
不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが不要になります。
■不慮の事故の範囲、所定の身体障害の状態につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられたときや、所定の障害状態・要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが不要となる保険料払込免除特約を付加することもできます。詳しくは保険料払込免除特約のパンフレットをご覧ください。

他の保険種類に変換できます。
所定の要件を満たせば、どのような健康状態であっても、無解約返戻金型平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険特約の全部または一部を他の保険種類に変換することができます。
■所定の要件等につきましては裏面をご覧ください。

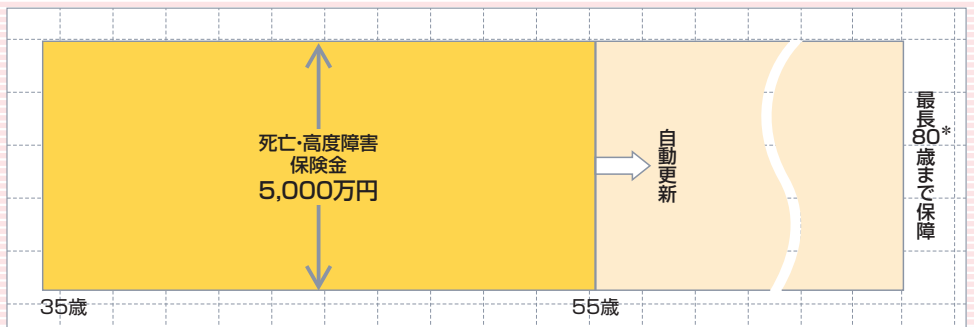
配当金はありません。
配当金はありませんが、そのぶん保険料が割安となっています。また、無解約返戻金型平準定期保険はご契約の保険金額が1,500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、さらに保険料が割安になります。

無解約返戻金型平準定期保険は次のお取扱いはいたしておりません。

- ・契約者貸付制度はご利用いただけません。
- ・払済保険への変更や、保険料の自動振替貸付制度のお取扱いはいたしません。

仕組みとご契約例

- 被保険者 35歳 男性
- 保険種類 無解約返戻金型平準定期保険
- 保険金額 5,000万円
- 保険期間 20年
- 保険料払込期間 20年
- 個別扱月払保険料
 - ・非喫煙者割引特則を付加しない場合 12,400円
 - ・非喫煙者割引特則を付加した場合 9,850円



*保険料払込免除特約を付加している場合は70歳まで。

保険金のお支払事由(詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になられたとき	被保険者*(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

*予め指定代理請求人(配偶者やお子さまなど)を指定されている場合は、被保険者が保険金を請求できないときに、指定代理請求人からご請求いただくこともできます。
■いずれかの保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

無解約返戻金型平準定期保険の保険料例(個別扱月払・保険金額5,000万円の場合)

●非喫煙者割引特則を付加しない場合(保険期間・保険料払込期間20年)						●非喫煙者割引特則を付加した場合(保険期間・保険料払込期間20年)					
年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
31歳	9,600円	6,900円	36歳	13,350円	8,900円	31歳	7,750円	6,350円	36歳	10,550円	8,150円
32歳	10,200円	7,250円	37歳	14,300円	9,400円	32歳	8,200円	6,650円	37歳	11,300円	8,600円
33歳	10,900円	7,650円	38歳	15,400円	9,900円	33歳	8,700円	7,000円	38歳	12,100円	8,950円
34歳	11,600円	8,050円	39歳	16,550円	10,400円	34歳	9,250円	7,350円	39歳	13,050円	9,450円
35歳	12,400円	8,500円	40歳	17,800円	11,000円	35歳	9,850円	7,750円	40歳	14,000円	9,950円

ご契約に際して

▶ 保険期間・保険料払込期間とご契約年齢の範囲

非喫煙者割引特則を付加しない場合

保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢
2年満了*	2年	5歳～78歳
3年満了*	3年	5歳～77歳
4年満了*	4年	5歳～76歳
5年満了	5年	5歳～75歳
6年満了*	6年	5歳～74歳
10年満了	10年	5歳～70歳
15年満了	15年	5歳～65歳
20年満了	20年	5歳～60歳
25年満了	25年	5歳～55歳
30年満了	30年	5歳～50歳
55歳満了	55歳まで	5歳～50歳
60歳満了	60歳まで	5歳～55歳
65歳満了	65歳まで	5歳～60歳
70歳満了	70歳まで	5歳～65歳
75歳満了	75歳まで	5歳～70歳
80歳満了	80歳まで	5歳～75歳

非喫煙者割引特則を付加した場合

保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢
2年満了*	2年	20歳～78歳
3年満了*	3年	20歳～77歳
4年満了*	4年	20歳～76歳
5年満了	5年	20歳～75歳
6年満了*	6年	20歳～74歳
10年満了	10年	20歳～70歳
15年満了	15年	20歳～65歳
20年満了	20年	20歳～60歳
25年満了	25年	20歳～55歳
30年満了	30年	20歳～50歳
55歳満了	55歳まで	20歳～50歳
60歳満了	60歳まで	20歳～55歳
65歳満了	65歳まで	20歳～60歳
70歳満了	70歳まで	20歳～65歳
75歳満了	75歳まで	20歳～70歳
80歳満了	80歳まで	20歳～75歳

*保険期間2年・3年・4年・6年は無解約返戻金型平準定期保険のみで無解約返戻金型平準定期保険特約にはありません。

▶ 無解約返戻金型平準定期保険に付加できる特約

通減定期保険特約*	成人病総合保障特約(95)
家族収入特約*	がん特約
通増定期保険特約	生前給付定期保険特約
災害死亡給付特約	リビング・ニーズ特約(04)
傷害特約	保険料払込免除特約
入院総合保障特約(87)	5年ごと利差配当付年金支払特約

*主契約に非喫煙者割引特則を付加した場合、当該特約は優良体・非喫煙者割引特則付となり、非喫煙者優良体保険料率または非喫煙者標準体保険料率のいずれかが、主契約に非喫煙者割引特則を付加しない場合、当該特約は優良体・非喫煙者割引特則付の喫煙者優良体保険料率または優良体・非喫煙者割引特則が付加されない保険料率のいずれかが適用されます。

■特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。詳細につきましては担当者にご確認ください。

▶ 無解約返戻金型平準定期保険特約が付加できる主契約

修正払込方式終身保険	変額保険(終身型・有期型・定期型)
(MOD3・MOD5・10・MOD25・10)	養老保険(5年ごと利差配当付養老保険を除く)
積立利率変動型終身保険	

■上記の主契約に平準定期保険特約または平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)を付加した場合、無解約返戻金型平準定期保険特約を付加することはできません。

■特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。詳細につきましては担当者にご確認ください。

●ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことから記載したもので、**クーリング・オフ**(お申込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意いただきたい情報を記載したものです。お申込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

●保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**定期保険特約**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもご用意してありますのでご覧ください。

【生命保険募集人について】当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

【ご本人確認について】保険契約申込み時及び契約内容変更時(名義変更等)の手続きの際に、ご契約者または被保険者に、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類のご提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

▶ 保険料払込方法

年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます(特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります)。

■お払込みの際は所定の「保険料口座振替制度」をご利用ください。

■新規のご加入で、団体扱・特別団体扱・集団扱契約をご検討の方へ
新規のご加入の場合、この保険の個別扱保険料は団体扱・特別団体扱・集団扱保険料より割安となりますので、ご注意ください。

▶ 保険契約の自動更新

●無解約返戻金型平準定期保険の場合

保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただかない限り、被保険者が80歳(保険料払込免除特約を付加している場合は70歳)までご契約は自動的に更新され継続します。

●無解約返戻金型平準定期保険特約の場合

保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただかない限り、主契約の保険料払込期間満了時(保険料払込期間が80歳を超える場合は80歳)までご契約は自動的に更新され継続します。

■更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算されます。

■更新可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。

▶ 保険種類の変換(変換制度)

ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時(更新される保険契約の場合は、更新可能な保険期間満了時)の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であること等の所定の要件を満たせば、どのような健康状態であってもこの主契約・特約の全部または一部を他の保険種類に変換できます(変換後の保険契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限りです)。変換後の保険契約の死亡保険金額は、被変換部分の死亡保険金額を限度とします。なお、変換時には被変換部分は解約または減額されたものとして取扱います。また、変換後の保険契約の保険料は、変換時の保険料率、被保険者の年齢によって計算されます。

■この制度をご利用の際は、担当者にご確認ください。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館
ホームページ <http://www.sonylife.co.jp>

担当者の身分・権限等についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎0120-158821

保険契約者ご本人以外からの契約内容に関するお問い合わせにはお答えできない場合もございます。
なお、お問い合わせの際は、保険証券等「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者 パンフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

■担当者欄に記載のない場合、取扱者はソニー生命保険株式会社《カスタマーセンター》となります。